

令和3年10月1日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示書面)

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス・ホールディングス
代表取締役 富村 隆一

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス
代表取締役 太田 寛

株式会社シグマクシス・ホールディングス（以下「新設分割会社」といいます。）は、2021年7月28日付けで作成した新設分割計画に基づき、新設分割会社の営むコンサルティング事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務の全部を、新に設立した株式会社シグマクシス（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

よって、以下のとおり本新設分割に係る事後開示をいたします。

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

本新設分割の効力発生日は、2021年10月1日です。

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割であるため、同法第805条の2但書の規定により、新設分割会社の株主は、新設分割会社に対し本新設分割をやめることを請求することはできません。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1) 反対株主の株式買取請求

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割であるため、同法第806条の規定による手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求

新設分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第808条の規定による手続は

実施しておりません。

(3) 債権者異議

新設分割会社は、本新設分割について、会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2021年8月6日付け電子公告及び同日付け官報により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設分割設立会社は、新設分割計画書の記載に従い、2021年10月1日をもって、新設分割会社から、新設分割会社の事業のうち、コンサルティング事業に関して有する権利義務の全部を承継しました。承継した資産及び負債の総額は、それぞれ600百万円及び200百万円です。

5. 上記のほか、新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以 上